

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める 条例骨子（案）に対する意見募集の結果について

このことについて、結果をとりまとめましたのでご報告いたします。

1. 募集期間

平成30年12月11日（火）～平成31年1月4日（金）

2. 募集結果

分 類	内 容	意見数
職員配置について	職員配置基準について	2件
	学級編制について	4件
	保育時間について	6件
設備基準について	園舎及びその附属設備について	2件
	食事の提供について	3件
保育者の資質向上について	研修について	4件
その他	全体をとおして	2件
	その他	2件
合 計		25件

3. 主な意見の内容と本市の考え方

（1）職員配置について

意 見	本市の考え方
<p>（職員配置基準について） 2件</p> <p>職員配置が不十分です。子どもの豊かな成長、発達の保障、また、保護者の相談や連携の観点から、子どもの教育及び保育に従事する職員の数は、満1歳以上満3歳未満の園児おおむね6人につき1人→4人につき1人。満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人→15人につき1人。満4歳以上の園児おおむね30人につき1人→20人につき1人にしてください。</p>	<p>ご意見のとおり、認定こども園における教育及び保育に従事する職員の数等に関する内容は、教育及び保育の提供の面だけでなく、職員の労働環境の面からも、より手厚い職員配置基準とするといった高い水準とすることが望ましいと考えます。</p> <p>しかし、現在の社会情勢に基づく保育の需要・供給の状況や保育士確保の問題、本市の財政状況等諸般の事情を考慮した結果、現在の国基準を最低限守るべき基準としつつ、それを上回る努力を積み重ねていくという、これまでの保育所や幼保連携型認定こども園における職員配置の考え方と同様とすることが適当と考えます。</p>

<p>(学級編制について) 4件</p> <p>学級について見直してください。教育時間のみの4時間を「学級編制」とするのではなく、1日を通してクラスを運営されるのが当然だと思います。</p> <p>1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。を、「1学級の子どもの数は30人以下にする」に改めてください。</p>	<p>子どもの発達段階上、0～2歳児の場合は大人への依存度が高く、集団による活動よりも個別の対応が中心となり、3～5歳児の場合は子ども同士の集団による活動が中心となります。認定こども園を利用する子どものうち満3歳以上の子どもについては、保育の必要性の有無で分けるのではなく一体的に捉えるべきであり、幼稚園と同様に4時間程度利用する子どもと、保育所と同様に8時間程度利用する子どもそれぞれに共通する4時間程度を教育時間として位置づけ、学級を編制し、それを学級担任に担当させることを基本としています。</p> <p>また、学級編制は1学級につき35人以下としており、各学級に少なくとも1人の学級担任に担当させることとなっておりますが、職員配置基準については、満3歳～満4歳未満児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上児おおむね30人につき1人以上としております。</p>
<p>(保育時間について) 6件</p> <p>保育時間の見直しをしてください。4時間と8時間の保育時間では、「教育時間相当利用児」、「教育および保育時間利用児」双方にとって、1日の生活や遊びが細切れになり、集団の活動も中途半端になります。このことは、すでに開園している認定こども園で課題として指摘されていることです。「教育時間相当利用児」の降園時間を15時または15時30分とし、保育時間を最短でも6時間としてください。</p>	<p>認定こども園は、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、幼稚園と同様に4時間程度利用する子どもと保育所同様に8時間程度利用する子どもの両方を受け入れ、教育及び保育を一体的に行う施設です。</p> <p>教育及び保育の提供は、保育の必要性の有無で分けるのではなく一体的に捉えるべきであり、それぞれに共通する4時間程度を教育時間として位置づけ、学級を編制し、それを学級担任に担当させることとしています。</p> <p>一方で、利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭や地域、認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活リズムを整える工夫や集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろげる場の適切な調和を図る等の工夫をするよう留意することとしております。</p>

(2) 設備基準について

意見	本市の考え方
<p>(園舎及びその附属設備について) 1件</p> <p>幼稚園及び保育機能施設について、必ず同一施設内としてください。</p> <p>移動時の安全確保、雨の日の移動と、保育士や児童も負担は大きいと思われます。離れた施設にしながら一体的な教育・保育が提供できるとは考えられません。</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の建物及びその附属設備については、国基準における同一敷地内又は隣接する敷地内に設けることができない場合の例外事項を規定せず、同一敷地内又は隣接する敷地に設けることとし、より高い基準を設定します。</p> <p>隣接する敷地とは公道を挟む程度と考えており、認定の申請があった場合に、ガードレールや歩道等により園児の通行の安全が確保されているか、園児の移動が日常的に負担とならないか、行事等において全員一斉の活動ができるよう配慮されているか等、慎重に確認し対応いたします。</p>
<p>(園舎及びその附属設備について) 1件</p> <p>火災などの緊急時を想定し、子どもの安全を第一に考えるべきであり、「園舎は2階建て以下とする」の規定を入れてください。</p>	<p>ご意見のとおり、災害時の対応として、子どもの安全は第一に考えるべき最も重要なことであると考えております。園舎の高層化や保育室等の高階層設置については、認定の申請があった場合に、避難訓練等による園児の安全対策が十分に検討されているか慎重に確認し対応いたします。</p>
<p>(食事の提供について) 3件</p> <p>「調理施設を園内に必置」としてください。同一園で0～5歳までの保育・教育を行う施設であり、3歳児以上のみ搬入可能とすることに疑問があります。また、昨今「食育」の重要性が認識され各園で「食育」をすすめるためには、園内に調理施設があり調理員がいることは必須条件です。園内に調理施設を必須とすべきです。</p> <p>食事は保育の一環であり、「調理員を置かなければならない」の規定を入れてください。</p>	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における食事の提供については、幼保連携型認定こども園の基準と同様に、自園調理による提供を原則とし、併せて調理室又は調理設備を必置としておりますが、認定こども園への移行は、様々な形態からの移行が想定されることから、既存施設からの転換が困難にならないよう、アレルギー児やアトピー児の対応への配慮等、一定の条件を満たした上での例外事項として、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については外部搬入も認めることとし、認定申請時に体制整備等を確認し対応いたします。</p>

(3) 保育者の資質向上について

意見	本市の考え方
<p>(研修について) 2件</p> <p>研修の重要性は当然だが「午睡の時間や休業日の活用など、様々な工夫を・・・」と書かれていますが、保育時間中の午睡時間には子どもの寝ている状態の確認をするなど決して手が空いている訳ではありません。また、今の職員定数では研修時間の保障をすることはとても無理だと考えられます。保育者や園長など職員の個々の努力や工夫では研修時間の保障は困難です。職員を抜本的に増やし、研修時間を確保することが必要です。</p> <p>保育者の資質の向上を謳うならば、保育者の労働条件を(休暇・賃金)改善することが必要と思います。</p> <p>現場の声を真摯に受け止め、条件整備に努めて欲しい。保育定員を減らし、職員を増やすことこそが、職員・保育者の願いです。</p>	<p>ご意見の通り、研修の機会の確保は大変重要なことだと考えております。</p> <p>民間園に対する給付費の基本分単価の中には、保育士が研修に参加するために必要な代替職員の人件費が保育士一人につき年間3日分含まれていることから、午睡の時間や休業日の活用のみならず、非常勤職員の配置等、様々な工夫をしながら研修の機会を確保していただくものと考えております。</p> <p>本市においては、より質の高い保育の提供を目指し、研修計画に基づき職位や経験年数に応じた研修を実施しており、民間園も参加できる研修を広く実施しておりますので、保育の質の向上に向け積極的に受講されるべきだと考えます。</p>

(4) その他

意見	本市の考え方
<p>(全体をとおして) 2件</p> <p>全体として、教育と保育を分けていることに疑問を感じます。幼稚園・保育園・認定こども園は、3園とも「養護と教育」を行う施設です。4時間を「教育時間相当」とし3歳児以上児の保育のみを「教育」と捉えることに疑問を感じます。そこで共に暮らす0～2歳児も含めたすべての子どもたちにとっては、1日をとおして「養護と教育＝保育」です。効率ではなく、ひとりの人間として「成長する場」と捉えていただきたいと思えます。</p>	<p>養護は教育を支えるもの、教育は養護を基にして行われるものであるため、養護と教育の一体提供は、幼稚園、保育所、認定こども園ともに必要不可欠であると考えております。</p> <p>また、保育所保育指針において保育所の役割として、養護及び教育を一体的に行うと明記されており、教育を必要とする児童のみならず保育を必要とする児童に対しても適切な教育が行われることとなります。</p>

(その他) 2件

保育所型認定こども園及び、地方裁量型認定こども園は、保育を必要とする児童が多く通うことから、「学校教育法23条各号に掲げる目標、尚且つ保育所保育指針・幼稚園教育要領・認定こども園教育保育要領に共通に示されている目標が達成されるよう」へ変更してください。

「満3歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育」は、満3歳以上の子どもに対して、保育の必要・不要にかかわらず、共通利用時間において教育課程に基づく教育を実施するという認定こども園の機能を説明しています。

認定こども園における保育所保育指針、幼稚園教育要領の目標達成については、基準第5一に明記しています。

なお、幼保連携型以外の認定こども園についても幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえることとしていますが、同要領における目標事項については保育所保育指針及び幼稚園教育要領で網羅されています。